

自然公園法

(昭和32.6.1) 最近改正 令和3.5.6 法29号

1. 特別地域内における建築行為等の制限

(1) 特別地域 (法第20条第1項)

特別地域とは、環境大臣が国立公園について、都道府県知事が国定公園について、その風致を維持するため、公園計画（国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画で環境大臣が決定するもの）に基づいて、その区域（海域を除く。）内に指定した区域をいいます。

(2) 制限の内容 (法第20条第3項)

国立公園又は国定公園内の特別地域（特別保護地区を除く。）内において、次の行為をしようとする者は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければなりません。

- I 工作物の新築、改築又は増築
- II 木竹の伐採
- III 鉱物の掘採又は土石の採取 など

【適用除外】

- I 届出を要する行為（法第20条第6項、第7項）
 - (a) 特別地域が指定され、又はその区域が変更された際、既に着手していた行為
 - (b) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 など
- II 許可及び届出を要しない行為（法第20条第9項）
 - (a) 公園事業の執行として行う行為
 - (b) 認定生態系維持回復事業等として行う一定の行為
 - (c) 風景地保護協定に基づいて風景地保護協定区域内で行う一定の行為
 - (d) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で環境省令で定めるもの など

(3) 確認方法

特別地域の指定は、国立公園についてはその区域が官報（国定公園については都道府県の公報）で公示されるのでこれを確認します。

また、その区域を表示した図面を、都道府県又は市町村の担当部局、事務所において閲覧することができます。

2. 特別保護地区内における建築行為等の制限

(1) 特別保護地区 (法第21条第1項)

特別保護地区とは、環境大臣が国立公園について、都道府県知事が国定公園について、その景観を維持するため、とくに必要があるとして、公園計画に基づいて特別地域内に指定した地区をいいます。

(2) 制限の内容 (法第21条第3項)

国立公園又は国定公園内の特別保護地区内において、次の行為をしようとする者は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければなりません。

- I 特別地域内において許可を受けなければならない行為
- II Iのほか、木竹の損傷植栽、家畜の放牧、屋外における物の集積や貯蔵、火入れ又はたき火 など

【適用除外】

- I 届出を要する行為（法第21条第6項、第7項）
 - (a) 特別保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
 - (b) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 など
- II 届出を要しない行為（法第21条第8項）
 - (a) 公園事業の執行として行う行為

(b) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で環境省令で定めるもの など

(3) 確認方法

特別地域の場合と同じです。

3. 海域公園地区内における建築行為等の制限

(1) 海域公園地区（法第22条第1項）

海域公園地区とは、環境大臣が国立公園について、都道府県知事が国定公園について、その公園の海域の景観を維持するため、公園計画に基づいてその区域の海域内に指定した地区をいいます。

(2) 制限の内容（法第22条第3項）

国立公園又は国定公園内の海面内の海域公園地区内において、次の行為をしようとする者は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければなりません。

- I 工作物の新築、改築又は増築
- II 海面の埋立て又は干拓
- III 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出する行為 など

【適用除外】

- I 届出を要する場合（法第22条第6項、第7項）
 - (a) 海域公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
 - (b) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- II 届出を要しない場合（法第22条第8項）
 - (a) 公園事業の執行として行う行為
 - (b) 認定生態系維持回復事業等として行う行為
 - (c) 認定自然体験活動促進事業として行う行為
 - (d) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で環境省令で定めるもの

(3) 確認方法

特別地域の場合と同じ方法により確認できます。

4. 普通地域内における建築行為等の制限

(1) 普通地域

普通地域とは、国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域をいいます。

(2) 制限の内容（法第33条第1項）

国立公園又は国定公園内の普通地域内において、次の行為をしようとする者は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事に対し、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日等の事項を届け出なければなりません。

- I 一定の基準（建築物は高さ13m 又は延べ面積1,000㎡、別荘地の用に供する道路は幅員2m等）を超える工作物の新築、改築又は増築（増改築の規模が一定基準を超える場合の増築又は改築を含む。）
- II 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為
- III 土地の形状の変更 など

【適用除外】（法第33条第7項）

- I 公園事業の執行として行う行為
- II 認定生態系維持回復事業等として行う行為
- III 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって次に掲げるような行為
 - (a) 宅地内の池沼等の埋立て

(b) 宅地内の鉱物の掘採又は土石の採取

(c) 宅地内の土地の形状の変更

Ⅳ 国立公園、国定公園若しくは海域公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為

Ⅴ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 など

(3) 確認方法

特別地域の場合と同じです。

5. 風景地保護協定の効力の承継効

(1) 風景地保護協定（法第43条）

環境大臣、地方公共団体又は公園管理団体で、風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、国立公園又は国定公園の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者と風景地保護協定を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができます。

風景地保護協定には、区域、管理の方法、必要とされる施設の整備事項、協定の有効期間、協定に違反した場合の措置等が定められます。

(2) 制限の内容（法第48条）

環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護協定を締結したときは、その旨を公告することとされています。この公告のあった風景地保護協定は、その公告のあった後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があります。

6. 都道府県立自然公園の区域内における建築行為等の制限（法第73条第1項）

都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県立自然公園の風致を維持するため、その区域内に特別地域を指定することができます。

都道府県立自然公園内の特別地域又はその他の区域内において、工作物の新築や土地の形状の変更等の行為をしようとする者は、その都道府県の条例によって、国立公園又は国定公園における特別地域又は普通地域における行為に対する規制の範囲内で必要なものの規制を受けることがあります。

自然公園内における行為の規制

ここでいう自然公園とは、自然公園法に基づく国立・国定公園及び北海道立自然公園条例に基づく道立自然公園をいいます。

道内には、6つの国立公園、6つの国定公園、11の道立自然公園が指定されています。

自然公園内は、自然環境と風致景観を保護するために、特別保護地区、特別地域、普通地域及び海域公園地区に区分され、自然や景観に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されており、行為を行う際は許可・届出が必要です。



(暑寒別天売焼尻国定公園特別保護地区 雨竜沼湿原)



(北オホーツク道立自然公園クッチャロ湖畔キャンプ場)

また、自然公園を利用するために必要なものとして、公園計画で定められている施設（ホテル、旅館、スキー場、水族館、レストハウス、駐車場、キャンプ場など）の建設については、公園事業の認可が必要です。

【自然公園の保護の区分】

区 分	用 語 の 意 味	規 制 概 要
特別保護地区	特に優れた景観を保護する地区（国立・国定公園のみ）	現状変更等は原則不可
第1種特別地域	優れた自然の風致景観を極力保護する地域	現状変更等は原則不可
第2種特別地域	農林漁業活動と調整しながら優れた自然の風致景観を保護する地域	行為の規模等に制限
第3種特別地域	通常の農林漁業活動を容認しながら優れた自然の風致景観を保護する地域	農林漁業活動以外の行為の規模等に制限
普通地域	特別地域以外の自然の風景を保護する地域（緩衝地域）	内容によって届出が必要
海域公園地区	優れた海中景観を保護する地区 (道内は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園のみ指定)	漁業活動以外の行為の規模等に制限

【行為制限（許可・届出）と公園事業認可の違い】

	行 為 制 限（許可・届出）	公 園 事 業 認 可
根拠 法令	○自然公園法第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第33条第1項 ○北海道立自然公園条例第10条第4項、第21条第1項	○自然公園法第10条第3項、第16条第3項 ○北海道立自然公園条例第7条の2第3項
行為 事業 内容	1.建築物や工作物の新築、改築、増築。 2.広告物の掲出、設置、表示。 3.建物や工作物の色彩の変更。 4.土地の形状変更。 5.木竹の伐採等。 6.鉱物や土石の採取 7.水面の埋め立て等 8.高山植物等の採取、損傷。 9.規制区域での車馬・動力船の使用等。 10.河川、湖沼の水位・水量の増減。	自然公園法施行令又は道立自然公園条例施行規則に規定する施設で、公園計画に位置付けられている施設。 ホテル、旅館、休憩所（レストハウス）、展望施設、運動場、スキー場、乗馬施設、水族館、遊覧船など不特定多数の公園利用者の用に供するもの（会員制を除く。）
審査	行為による風致景観上の影響を審査。	経営方法や資産力、事業収支見込みも審査。

【特別保護地区、特別地域、海域公園地区の行為規制】

特別保護地区、特別地域、海域公園地区内では、次のような行為を行う場合、許可が必要です。
(許可を受けずに行為を行った場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。)

建築物、工作物の新築・増築・改築

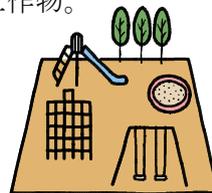
- 建築物（屋根及び柱又は壁を有する工作物）や道路、橋、鉄塔、運動施設、塀・柵など人為的に造られる工作物（テント、プレハブ含む）。
- 仮設（設置期間が3年を超えないもの）の上記建築物、工作物。



建築物の新築・増改築



【住宅、事務所、店舗、車庫、物置、テントなど】



工作物の新築・増改築



【道路、運動施設、鉄塔、電柱、送水管など】

※特別地域内で許可等が不要な行為の例

- ・老朽箇所の維持補修行為で、建築物や工作物の規模、構造色彩に変更がない場合。
- ・宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設する場合。
- ・テレビ放送受信アンテナを設置する場合など、通常の管理行為、軽易な行為等であつて、施行規則で定められているもの。(以下、同じ)

木竹の伐採

- 木竹（木本類、竹類の総称をいう。）を伐り倒したり、根から掘り取る行為。
- ササ刈りや人工林の伐採も対象。

※特別地域内で許可等が不要な行為の例

- ・枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する場合。
- ・自宅敷地内の木竹や農業用に栽培した木竹を伐採する場合。
- ・森林の保育又は電線路の維持のために下刈り、つる切、間伐する場合。



鉱物・土石の採取

- 鉱物や岩石、土砂を採取する行為。
- 温泉ボーリング、地質調査ボーリング、井戸掘削等も対象。

※特別地域内で許可等が不要な行為の例

- ・自宅敷地内の土石を採取する場合。
- ・道路等から20m以上離れた地域で、鉱物の掘採のために試すいを行う場合。

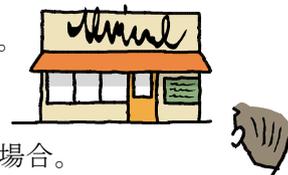


広告物の設置・掲出・表示

- 看板・案内板等を設置したり、建物・工作物の壁面等に掲出・表示する行為。
- イベント等の仮設看板、モニュメント、碑、彫刻、銅像等も対象。

※特別地域内で許可等が不要な行為の例

- ・2.5m以下の高さで建物や工作物の壁面に広告物等を掲出又は表示する場合。
- ・法令の規定により、又は保安の目的の場合。 など



土地の開墾・土地の形状変更

- 土地を開墾したり、資材置き場や宅地など人為的に土地の形状を変える行為。

※特別地域内で許可等が不要な行為の例

- ・建築物の設置等の許可を受けた行為に付随する必要最小限の敷地造成。



屋外における物の集積・貯蔵

○屋外において、土石、廃棄物処理法に規定する廃棄物、リサイクル法に規定する再生資源及び再生部品を集積・貯蔵する行為。一時仮置きも対象。

※特別地域内で許可等が不要な行為の例

- ・ 1. 5 m以下の高さで、かつ、10 m²以下の面積で物を集積・貯蔵する場合。
- ・ 森林整備、木材生産に伴う根株、伐採木又は枝条を森林内に集積・貯蔵する場合。
- ・ 木材の加工・流通の事業に伴い発生する木くずを集積・貯蔵する場合。
- ・ 河川や海岸保全区域等の管理のために必要な物を集積・貯蔵する場合。



植物の採取・損傷

○植物を根から掘り採（取）るほか、茎や葉・花・種子を採（取）ったり傷付ける行為。

○特別地域内は、指定された植物が対象。

○特別保護地区内は、落ちている種子や落葉・落枝を含め全ての植物相が対象。

※特別地域内で許可等が不要な行為の例

- ・ 自宅敷地内の植物を採取・損傷する場合。

【特別地域内の指定植物は、北海道自然環境課のホームページでご確認ください。】

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/shiteidoushokubutu.htm>



動物の捕獲・損傷

○動物の生体の捕獲や殺傷、損傷、卵を採取若しくは損傷する行為。

○特別地域内は、指定された種類が対象。（現在、道内では指定されていません。）

○特別保護地区内は、全ての動物相が対象。

※特別地域内で許可等が不要な行為の例

- ・ 有害なネズミ族、昆虫等を捕獲・殺傷、損傷する場合。
- ・ 傷病等により緊急に保護を要する動物を保護する場合。



屋根・壁等の色彩の変更

○建物の屋根や外壁、塀、橋、鉄塔、煙突、送水管などの工作物の色を変える行為。

※特別地域内で許可等が不要な行為の例

- ・ 老朽化した箇所と同色で塗装する場合。



車馬等の乗り入れ

○特別地域内で指定された区域及び特別保護地区で、乗馬、馬車、自動車、バイク、バギー、スノーモビル、自転車、荷車、動力船（2馬力以下含む。）を乗り入れ、又は航空機を着陸する行為。

※特別地域内で許可等が不要な行為の例

- ・ 道路、広場、田、畑、牧場、宅地で車馬等を使用する場合。
- ・ 森林施業、漁業経営、航路事業、河川管理、砂防施設管理。海岸保全区域管理、土地改良施設管理等のために車馬等を使用する場合。
- ・ 航空法の適用を受けない気球やパラグライダー、ドローン等が着陸する場合。



■車馬等の乗り入れが規制されている道内の自然公園

- ・ 全ての国立公園（知床、阿寒、支笏洞爺、釧路湿原、大雪山、利尻礼文サロベツ）
- ・ 全ての国定公園（暑寒別天売焼尻、大沼、網走、ニセコ積丹小樽海岸、日高山脈襟裳、厚岸霧多布昆布森）
- ・ 6つの道立自然公園（野付風蓮、北オホーツク、富良野芦別、斜里岳、恵山、天塩岳）

【車馬等の乗り入れ規制区域は、北海道自然環境課のホームページでご確認ください。】

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/hureai/noriirekisei/top.htm>



河川、湖沼の水位・水量の増減

○河川の堰き止めや、河川・湖沼・ダムから取水する行為。

※特別地域内で許可等が不要な行為の例

- ・ 自宅敷地内または田畑内の池沼等から取水する場合。
- ・ 公園指定前に設置されていた工作物を操作することによる水位・水量の増減の場合。



水面の埋め立て、干拓

○海・河川・湖沼・ダム・池を埋め立て、干拓する行為。

※特別地域内で許可等が不要な行為はありません。



【普通地域の行為規制】

普通地域内では、次のような行為を行う場合、届出が必要です。

(届出をせずに行為を行った場合、30万円以下の罰金に処されます。)

建築物、工作物の新築・増築・改築

○一定の規模を超える建築物（屋根及び柱又は壁を有する工作物）や、別荘地の道路、送水管、鉄塔、ダム、遊戯施設、船舶係留施設など人為的に造られる工作物。

○一定の規模を超える仮設（設置期間が3年を超えないもの）の上記建築物や工作物。

※普通地域内で届出が不要な行為の例

- ・ 老朽箇所の維持補修行為で、建築物や工作物の規模、構造に変更がない場合。
- ・ 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設する場合。
- ・ テレビ放送受信アンテナを設置する場合など、通常の管理行為、軽易な行為等であつて、施行規則で定められているもの。（以下、同じ）

鉱物・土石の採取

○鉱物や岩石、土砂を採取する行為。

※普通地域内で届出が不要な行為の例

- ・ 自宅敷地内で鉱物を掘採し、又は土石を採取する場合。
- ・ 道路等から20m以上離れた地域で、鉱物の掘採のために試すいを行う場合。
- ・ 採取面積が200㎡（海底の場合は100㎡）以下、かつ、高さ5m以下の場合。
- ・ 露天掘りでない方法（温泉ボーリング、地質調査ボーリング等）により行う場合。（ただし、櫓の高さが30mを超える場合は、工作物の新築の届出が必要。）

広告物の設置・掲出・表示

○看板・案内板等を設置したり、建物・工作物の壁面等に掲出・表示する行為。

○イベント等の仮設看板、モニュメント、碑、彫刻、銅像等も対象。

※普通地域内で届出が不要な行為の例

- ・ 2.5m以下の高さで建物や工作物の壁面に広告物等を掲出又は表示する場合。
- ・ 法令の規定により、又は保安の目的の場合。 など

土地の開墾・土地の形状変更

○土地を開墾したり、資材置き場や宅地など人為的に土地の形状を変える行為。

※普通地域内で届出が不要な行為の例

- ・ 建築物の設置等の許可を受けた行為に付随する必要最小限の敷地造成。
- ・ 自宅敷地内で土地の形状を変更する場合。
- ・ 埋蔵文化財の調査発掘のために土地の形状を変更する場合。
- ・ 土地の開墾や、農林業を営むために土地の形状を変更する場合。
- ・ 変更面積が200㎡（海底の場合は100㎡）以下、かつ、高さ5m以下の場合。

河川、湖沼の水位・水量の増減

○河川の堰き止めや、河川・湖沼・ダムから取水する行為。

※普通地域内で届出が不要な行為の例

- ・自宅敷地内または田畑内の池沼等から取水する場合。
- ・公園指定前に設置されていた工作物を操作することによる水位・水量の増減の場合。

水面の埋め立て、干拓

○海・河川・湖沼・ダム・池を埋め立て、干拓する行為。

※普通地域内で届出が不要な行為の例

- ・自宅敷地内の池沼等を埋め立てる場合。
- ・土地改良法の土地改良事業で池沼等を埋め立てる場合。

【許認可申請の手引き】

○知事が管理する国定公園及び道立自然公園の許認可申請手続きの概要をまとめた「自然公園法及び北海道立自然公園条例に基づく許認可申請の手引き」を作成しています。

許認可申請の手引きは、北海道自然環境課のホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm>

【問い合わせ先】

○国立公園に関すること。(国立公園の管理は、環境省が直接担当しています。)

環境省北海道地方環境事務所 国立公園課	☎ 011-299-1953
環境省釧路自然環境事務所 国立公園課	☎ 0154-32-7500

○国定公園、道立自然公園に関すること。(国定公園及び道立自然公園の管理は、北海道が担当しています。)

最寄りの振興局(野幌森林公園は北海道博物館)又は北海道環境生活部にお問い合わせください。

- | | |
|-------------------------------------|---------------|
| ・石狩振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 | ☎011-204-5824 |
| ・北海道博物館 総務部総括G 主査(公園利用)(野幌森林公園のみ担当) | ☎011-898-0456 |
| ・渡島総合振興局 保健環境部 環境生活課 主査(自然環境) | ☎0138-47-9439 |
| ・檜山振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 | ☎0139-52-6494 |
| ・後志総合振興局 保健環境部 環境生活課 主査(自然環境) | ☎0136-23-1354 |
| ・空知総合振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 | ☎0126-20-0043 |
| ・上川総合振興局 保健環境部 環境生活課 主査(山岳環境) | ☎0166-46-5922 |
| ・留萌振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 | ☎0164-42-8437 |
| ・宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 | ☎0162-33-2922 |
| ・オホーツク総合振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 | ☎0152-41-0630 |
| ・胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 | ☎0143-24-9577 |
| ・日高振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 | ☎0146-22-9254 |
| ・十勝総合振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 | ☎0155-26-9028 |
| ・釧路総合振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 | ☎0154-43-9154 |
| ・根室振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 | ☎0153-23-6823 |
| ・北海道 環境生活部 環境局 自然環境課 公園保全係 | |

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁12階

☎ 011-231-4111(内線24-365)

FAX 011-232-6790

